

薩摩国における荘園公領制の形成過程

日 隈 正 守

(2001年10月15日 受理)

The formation process of “Shōen-Kōryō” system in “Satuma” province.

HINOKUMA Masamori

はじめに

日本中世の土地制度は、以前は荘園制と考えられていた。しかしその後、荘園と公領との類似性や相互の密接な関係、一国内に占める公領の比率の高さ等が指摘されて、荘園と公領両者を一体のものとして捉えた「荘園公領制」という概念が提唱された。現在では中世の土地制度は、荘園公領制であると考えられている⁽¹⁾。

一国内の荘園と公領の分布を知る上で格好な史料は、大田文（図田帳）である。大田文（図田帳）には、当該国内に存在する荘園と公領の名称と面積が記載されている。特に鎌倉幕府が各国国衙の在庁官人達に命じて作成させた大田文（図田帳）には、国内の領主名や官職名等が記載されていて、当該国内の状態がよく解る⁽²⁾。大田文（図田帳）が伝来している国は、日本全体の一部である⁽³⁾。従って荘園公領制を分析する上で、史料的な制約も多い。

しかしその制約にも関わらず、大田文（図田帳）が残っていない国⁽⁴⁾や大田文（図田帳）が一部分しか残っていない国⁽⁵⁾を素材として、荘園公領制研究は進められている。勿論大田文（図田帳）が残存している国の荘園公領制研究は、活発に行われている⁽⁶⁾。

九州諸国は、大田文（図田帳）が比較的多く残っている⁽⁷⁾。特に薩摩・大隅・日向3ヶ国は、鎌倉初期の建久8年（1197）に作成された図田帳が全文残っている⁽⁸⁾。この図田帳は、幕府が各国国衙に命じて作成させたもので、各々の国内の状態が詳しく解るし、治承・寿永の内乱終結から比較的近い時期に作成されたので、各国の内乱期の動向を推測する手がかりにもなる⁽⁹⁾。大田文（図田帳）からその国の荘園公領制の成立過程を復元する事は、当該国の11～12世紀の政治史を解明する事であるといわれている⁽¹⁰⁾。私は、南九州3ヶ国の中で、比較的史料の便宜性のある薩摩国を素材として取上げ、薩摩国建久図田帳に記載されている状態が形成される過程を、平安中・後期から鎌倉初期を対象として、本稿で考察したい⁽¹¹⁾。

一. 律令国家段階における薩摩国

本章では、律令国家段階における薩摩国内の郡・郷編成を確認しておきたいと思う。10世紀に編纂され、当該期の郡・郷を分析する際に必ず使用されるのは、『倭名類聚抄』国郡部である⁽¹²⁾。本章では、『倭名類聚抄』国郡部の薩摩国部分⁽¹³⁾を表示したものを表1、当時の郡の領域を図示したものを図1として示す。

表1 律令国家段階における薩摩国の郡郷
(『倭名類聚抄』による)

郡名	所属郷名
出水郡	山内 勢度 借家 大家 国形
高城郡	合志 飽多 鬱木 宇土 新多 託万
薩摩郡	避石 幡利 日置
甌島郡	管管 甌島
日置郡	富多 納薩 合良
伊作郡	利納
阿多郡	鷹屋 田水 葛例 阿多
河辺郡	川上 稻積
穎娃郡	開聞 穎娃
揖宿郡	揖宿
給黎郡	給黎
谿山郡	谷上 久佐
鹿児島郡	都万 在次 安薩

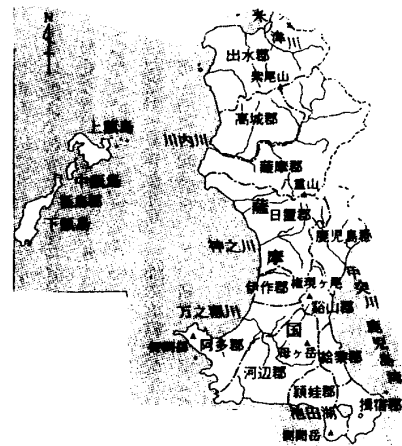


図1 律令国家段階の薩摩国

原口泉他『鹿児島県の歴史』
(山川出版社、平成12年)P.86による。

表1・図1より、薩摩国は、北部に位置し肥後国に隣接した出水郡と高城郡を除けば、殆どの郡は3郷以下で構成されている。所属する郷の数が6と最も多い高城郡は、薩摩国衙が置かれた所である⁽¹⁴⁾。高城郡を構成する6郷の内4郷の名称は、肥後国の郡名と同じであるが、この事実は薩摩国建国の際、肥後国内から移住させられた人々により構成されていた事による⁽¹⁵⁾。

高城郡・出水郡以外の郡は、隼人居住地域と考えられている⁽¹⁶⁾。隼人居住地域の郡は、7世紀末以前に勢力を有していた阿多君の拠点であった阿多郡⁽¹⁷⁾のみ4郷である以外は、薩摩国建国時に抵抗した薩摩君の勢力圏と考えられている薩摩郡⁽¹⁸⁾、日置郡・鹿児島郡が3郷から構成され、他は2郷以下により構成されている。西海道諸国の場合、1郡を4郷が構成する事例が最も多い⁽¹⁹⁾。しかし薩摩国の場合は、他国と比べて郡編成の在方が異なっている。この事実は、朝廷の抵抗した隼人に対する特異的統治を示している⁽²⁰⁾、その事が後世に影響を与えているのである。

薩摩国では、平安初期に班田制が施行され、他の国と同じ方式の支配を朝廷から受ける事になった⁽²¹⁾。10世紀になると律令制度が動揺し、国司の国内支配方式に変化が見られるが、その問題は次章で検討したい。

二．郡郷制の改編と荘園公領制の成立

本章では、諸国の行政制度の変化である郡郷制の改編と荘園公領制の成立過程を、薩摩国に即して考察する。まず第1節で、郡郷制の改編と荘園成立の端緒が見え始めた10～11世紀の薩摩国内の動きを取扱い、第2節で、薩摩国建久凶田帳に記載された荘園公領制の大枠が形成された12世紀前期の薩摩国内の動向について分析していく。

(1) 薩摩国における郡郷制改編・荘園成立の端緒

10世紀になると律令政治が行詰り、国司権限を国司の長官である守に集中させて、守の権限を強化するとともに、守に責任を持って中央政府に税を納めさせた。このため守は、任国内の郡司や人々から重税を徴収した。従って任国内部における守と郡司・人々との対立は激化し、時には郡司・人々が守を中央政府に訴える事もあった。この結果中央政府は、地方政治を安定させるために、11世紀半ば頃に守の権限を削減した。同時に従来の国－郡－郷という地方行政組織を改編し、郡を改編して郡・院・郷等の行政単位を置いた。それまで守と対立していた勢力を、新たな郡・郷・院司に補任し、地方行政組織に位置づけた⁽²²⁾。

薩摩国内における郡郷制改編が史料上確認されるのは、12世紀前期の保延元年（1135）10月25日付五大院主石清水権寺主大法師某下文写⁽²³⁾である。しかし11世紀末の時期に、薩摩国内で郡郷制改編が行われていた可能性を示す事例がある。薩摩国牛屎郡⁽²⁴⁾は、大隅国菱刈郡から分出したものである⁽²⁵⁾。牛屎郡が菱刈郡から分出した時期は詳らかではないが、康和2年（1100）大秦元平が牛屎郡司に補任された時点⁽²⁶⁾には、牛屎郡は成立していたと考えられる⁽²⁷⁾。故に薩摩国内における郡郷制改編は、11世紀末期以前に行われたと考えられる。

11世紀は、薩摩国内において荘園が形成され始めた時期である。この時期に形成され始めたと考えられる荘園は、新田八幡宮領・薩摩国分寺領・大隅国正八幡宮領である。

鎌倉時代後期に薩摩国一宮となる新田八幡宮⁽²⁸⁾は、11世紀前期にその存在が確認できる。11世紀の新田八幡宮に関する史料を以下掲げる⁽²⁹⁾。

(前略)

一通、天仁八幡新田宮諸司等進国司申文、神領四至内田畠等、如舊可為宮領之由事、在外題、

一通、嘉承三年七月、同宮司等進宰府解状、在外題、

一通、同二年四月、同宮牒送府国状、在外題、

一通、天喜二年三月、同宮司等進宰府申文、在外題、

一通、永承五年十一月、弥勒寺牒送大府状、在外題、

一通、長久三年二月、新田宮所司等請国裁申文、在外題、

一通、長暦二年三月、同宮請国判申文、在外題、

一通、長元二年八月、同宮所司等請国判申文、在外題、
(後略)

この史料により新田八幡宮は、長元2年(1029)には成立していた事が窺える。但しその時点では「新田宮」であり、長久3年(1042)迄は新田宮は八幡宮ではない事が解る。長久3年から天喜2年(1054)迄の間に、新田宮は八幡宮化して新田八幡宮となった事が解る⁽³⁰⁾。

10世紀末から11世紀前期にかけて、南島人が薩摩国や九州を襲撃した⁽³¹⁾。また11世紀前期には、刀伊が九州北部を襲撃した⁽³²⁾。八幡神は護国的要素を有すので⁽³³⁾、対外的に緊張状態が存在する九州地方において、勧請されやすい状況があったと考えられる。折から永承年間(1046~1053)東北地方において戦乱状態が生じたため⁽³⁴⁾、鎮護国家を八幡宮に祈願する目的から新田宮が八幡宮化した事が推測される。また新田八幡宮鎮座地付近を流れる川内川は、近年対外交易の拠点である可能性が指摘されている。新田八幡宮が対宋交易に直接関与していた事も考えられ⁽³⁵⁾、宇佐弥勒寺側は、交易の利潤を目当てで新田宮を八幡宮化した可能性もある。

新田八幡宮の社領は、12世紀初期の天仁年間(1108~1110)に一定程度形成されていた事は、前掲史料の「一通、天仁八幡新田宮諸司等進国司申文、神領四至内田畠等、如舊可為宮領之由事」という記載から確認される。しかし「如舊可為宮領之由事」とあるので、新田八幡宮鎮座地である高城郡内の社領は11世紀に成立していたと考えて良いと思うし、この時期形成された社領には、一円領だけではなく浮免田も含まれていると考えられる⁽³⁶⁾。高城郡内の社領が形成された理由は、新田八幡宮鎮座地付近である事によると考えられるが、同時に交易拠点掌握の意味も想定される。また11世紀末から12世紀初頭の康和年間(1099~1104)には、11世紀後期以降対宋交易の拠点であった阿多郡内に社領を獲得している⁽³⁷⁾。

11世紀には薩摩国分寺が、安楽寺の末寺化したと考えられる。元亨元年(1321)7月日付薩摩国天満宮・国分寺所司神官等申状写⁽³⁸⁾には、安楽寺の末寺化した時期を応和年中(961~964)であると記載しているが、勿論信用の限りではない。安楽寺が交通上の要衝や交易拠点を荘園化した事は、既に先学により指摘されている。対外交易の掌握を意図して、10世紀後期に壱岐島分寺を末寺化し、その後九州北部や有明海沿岸に所領を獲得した⁽³⁹⁾。薩摩国分寺は、阿多郡内に荘園を獲得しているが、それは対外交易の利潤獲得のためであると考えられる⁽⁴⁰⁾。その事を踏まえると、川内川が対宋交易の拠点となり、阿多郡において宋との交易が開始された11世紀後期⁽⁴¹⁾が、薩摩国分寺が安楽寺領化した時期であると考えられる。

薩摩国内に、大隅国一宮大隅国正八幡宮の社領が形成された時期も、11世紀であると考えられる。暦応2年(1339)11月日付大隅国正八幡宮講衆殿上等申状写の後書部分に、大隅国正八幡宮の末社が配置された順が記載されていて、大隅国正八幡宮領の拡大過程を分析する事ができる⁽⁴²⁾。この史料によれば、大隅国正八幡宮領荒田荘の成立時期は、11世紀後期から12世紀初期頃と考えられるが、具体的時期は解らない。

故に荒田荘の成立時期を、考察していく。当該期において薩摩国と大隅国正八幡宮との関係が生ずるのは、寛治6年(1092)薩摩国が大隅国正八幡宮の修造料国に宛てられて以降⁽⁴³⁾である。荒田荘は、大隅国正八幡宮修造役の薩摩国負担分を賄うために立荘されたと考えられる。従って大隅国正八幡宮領荒田荘の成立時期は、11世紀末である可能性もある。

以上本節では、薩摩国において、郡郷制が改編され始めるとともに、国内に新田八幡宮・安楽寺・大隅国正八幡宮領が形成され始めた11世紀段階について考察した。薩摩国における11世紀の時期は、郡郷制改編の開始とともに荘園公領制形成の端緒が見え始めた時期であると総括できる。

(2) 薩摩国における荘園公領制の成立

12世紀前期は、薩摩国内において幅広く荘園が形成され、国内に大きな変化が生じたと考えられる時期である。本節では、12世紀前期における薩摩国内の荘園の拡大・国衙領の変質等について分析していく。

前記の様に12世紀前期に、新田八幡宮領の存在が史料で確認される。前節に掲げた史料⁽⁴⁴⁾に、「一通、天仁八幡新田宮諸司等進国司申文、神領四至内田畠等、如舊可為宮領之由事、在外題」とあり、天仁年間(1108~1110)新田八幡宮が、社領として田畠を領有している事が解る。この田畠は、新田八幡宮鎮座地高城郡、及び前述の阿多郡の社領の事であると考えられる。

当該期新田八幡宮の神宮寺である五大院の寺領に関しては、全貌を窺いうる史料が存在する。前述保延元年(1135)10月25日付五大院主石清水権寺主大法師某下文写⁽⁴⁵⁾に、五大院の寺領が分布する地域として、高城東郷・高城仲郷・入来院・薩摩郡・宮里郷・阿多郡が記載されている。薩摩国建久図田帳⁽⁴⁶⁾に記載された五大院の寺領は、高城郡・東郷別府・入来院・薩摩郡・阿多郡に分布している。薩摩国建久図田帳に記載されている五大院領と新田八幡宮領を表2、建久図田帳段階の薩摩国の郡院郷配置を図2として示す。

表2 五大院・新田八幡宮領(「薩摩国建久図田帳」による)

寺領・社領主	所在郡院郷名	面積	領有者名	備考
五大院	高城郡	30町	下司僧安慶	
五大院	東郷別府	8町5段	下司僧安慶	
五大院	薩摩郡	5町8段	下司僧安慶	
五大院	入来院	2町	下司僧安慶	
五大院	阿多郡	44町8段	下司僧安慶	
新田八幡宮	高城郡	30町	下司僧経宗	
新田八幡宮	宮里郷	1町	下司僧経宗	
新田八幡宮	阿多郡	4町	下司僧経宗	
新田八幡宮	入来院	15町	下司在庁大藏種明	
新田八幡宮	河辺郡	10町	下司平太道綱	府領社

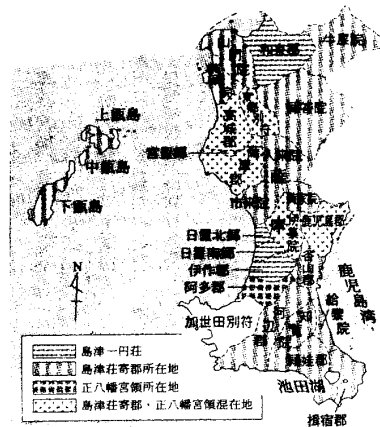


図2 鎌倉初期の薩摩国

原口泉他『鹿児島県の歴史』
P.87による。

五大院主石清水権寺主大法師某下文写と薩摩国建久図田帳とを比較すると、前者には五大院領所在地として宮里郷が記載されているが、後者には記載されていない。後者では、宮里郷には五大院

領は存在せず、新田八幡宮領が存在している。この事から、保延元年（1135）の時点で宮里郷に存在していた五大院領は、建久8年（1197）の時点では、新田八幡宮領に変わったか、または宮里郷と高城郡・薩摩郡との境界線の移動があったか、何れかの理由により、宮里郷には存在しなくなっていたと考えられる。しかし若干の所領変動はあるにせよ、五大院寺領が保延元年（1135）の時点と建久8年（1197）の時点とでは分布地にあまり変化がないという事から、建久図田帳に記載された五大院領は、12世紀前期にはほぼ大枠が形成されていたと推測される。恐らく建久図田帳に記載された新田八幡宮領も、12世紀前期にはほぼ形成されていたと考えられる。

保延元年（1135）10月25日付五大院主石清水権寺主大法師某下文写から解る事がもう一つある。五大院領が存在する地域として、高城東郷・高城仲郷・入来院・薩摩郡・宮里郷・阿多郡が記載されている。この内薩摩郡・阿多郡は、律令国家段階から存在していた。しかし高城郡が、高城仲郷と高城東郷に別れている。名称から判断すると、当該期高城西郷も存在していたと思われる。入来院・宮里郷は、薩摩郡から分出したと考えられている⁽⁴⁷⁾。これを建久図田帳と比較すると、前記の郡郷院は何れも記載されているが、高城西郷・高城仲郷・高城東郷の部分が、建久図田帳では高城郡・東郷別府となっている。薩摩国衙所在地である高城郡が、高城西郷・高城仲郷・高城東郷に分かれている事、後述の様に12世紀半ば頃迄には、阿多郡から加世田別府が分離している事⁽⁴⁸⁾等、当該期薩摩国内における郡郷制改編は、かなり進展している事、保延元年（1135）から建久8年（1197）迄の間に郡郷制も若干の変化はあるものの、12世紀前期には中世的郡郷制の大枠は形成されていた事が解る。

安楽寺は、前述の様に交通の要衝を押さえる傾向がある。薩摩国建久図田帳に記載された安楽寺領の配置を、表3として示す。

表3 薩摩国内の安楽寺領（「薩摩国建久図田帳」、五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」による）

寺・社領主名、莊園名	所在郡院郷名	面積	領有者名	備考
薩摩国分寺	高城郡	35町	下司僧安静	
薩摩国分寺	薩摩郡	26町8段	下司僧安静	
薩摩国分寺	入来院	2段	下司僧安静	
薩摩国分寺	阿多郡	5町	下司僧安静	
薩摩国分寺	鹿児島郡	37町5段	下司僧安静	
天満宮	宮里郷	7町5段	下司在庁大前道友	
老松荘	山門院	24町4段	不詳	
温田浦	高城郡	18町	下司在庁伴師高 地頭千葉介（千葉常胤）	没官御領

薩摩国内の安楽寺領は、交通上の要衝に位置していると考えられる。安楽寺領は、内陸部から八代海に至る地を押さえている事が、先学により指摘されている⁽⁴⁹⁾。安楽寺の末寺化した薩摩国分寺は、前述の様に交易拠点の阿多郡内に所領を設定している。薩摩国建久図田帳に記載されている安楽寺領も、この時期に大枠が形成されていた可能性がある。

薩摩国内部における島津荘であるが、天承2年(1132)の時点で、薩摩国最北端の和泉郡や牛屎郡が島津荘の荘域化している事が、史料から確認される⁽⁵⁰⁾。特に和泉郡は、年貢とともに水手・船具等役を負担している⁽⁵¹⁾。和泉郡は、当該期島津荘の一円領化していた可能性があると思う。また牛屎郡は、島津荘の特殊型半不輸である寄郡⁽⁵²⁾である。和泉郡・牛屎郡が島津荘域化した理由は、先学の指摘通り島津本荘から大宰府への交通路確保の意味が有ると思う⁽⁵³⁾。久安3年(1147)の時点で、入来院が島津荘の寄郡化している事が確認される⁽⁵⁴⁾。また後述の様に12世紀初期、大宰府府官系で、島津荘立券者平季基の子孫と考えられる平良道が伊作郡に土着している⁽⁵⁵⁾。当該期良道の子孫は、南薩の河辺郡・知覧院・穎娃郡・揖宿郡や中薩の薩摩郡の郡院司に補任されている⁽⁵⁶⁾。府官系平氏一族が土着した多くの郡院は、全体が寄郡化していたり、または郡院内に島津荘寄郡が広範に存在する場合が多い⁽⁵⁷⁾。島津荘の拡大の背景には、府官系平氏一族の土着も関係していたと考えられる⁽⁵⁸⁾。以上の事から、12世紀前期に薩摩国内において、島津荘が拡大していった事が窺える。

南薩地域と薩摩郡の郡院司平氏一族の祖は、平良道である。彼が伊作郡司に補任された時期は、天永3年(1112)であると考えられている⁽⁵⁹⁾。良道は大宰府府官の系統を引き、良道の子孫が郡院司に補任された地域は、島津荘の寄郡化した所が多い。それとともに良道の子孫は、郡院の要となる神社の社領を大宰府に寄進して、大宰府の支配下に置いた。即ち府社の成立である⁽⁶⁰⁾。ここで平良道の子孫である薩摩平氏の系図を、図3として示す。

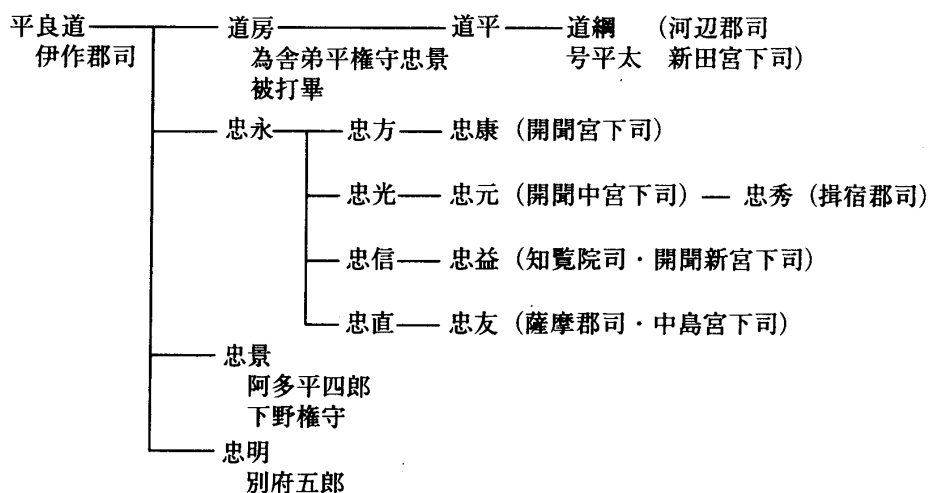


図3 薩摩平氏系図

(「薩摩国建久図田帳」、郡山良光編「薩摩国伊作荘史料」附録揖宿系図、正木喜三郎「府領考」による)

府社の中で興味深いのは、平良道の長子道房の子孫が府社とした新田八幡宮である。新田八幡宮は、薩摩国衙所在地高城郡に鎮座している。他の薩摩平氏一族が、郡院内の鎮守社を府社としているのとは異なる。また新田八幡宮は、府社とはいっても、全社領が府領であるわけではない。府領であるのは、道房系統が新田八幡宮に寄進した河辺郡内の10町のみである⁽⁶¹⁾。新田八幡宮は、他の府社とは明らかに性格が異なる。河辺郡を相伝した道房系統が、新田八幡宮に河辺郡内の10町を

寄進したのは⁽⁶²⁾、薩摩国衙と密接な関係を有し鎮護国家的な性格を持つ新田八幡宮と結びつく事により、宗教的権威を借りて一族を統制する事を意図していたためと考えられる。

平良道の嫡流道房流に対して庶子忠永流は、穎娃郡・揖宿郡・知覧院・薩摩郡の郡司を勤め、各々郡院内部の鎮守社を府社とし、自らは社領の下司となっている。忠永の長子忠方系統は、開聞宮下司、忠永次子忠光系統は、揖宿郡司職を受継ぎ開聞中宮下司、忠永四子忠信系統は、知覧院司職を継承し開聞新宮下司、忠永末子忠直系統は、薩摩郡司職を受継ぎ中島宮下司である⁽⁶³⁾。

中島宮は薩摩郡鎮守社の可能性があるが、開聞宮はこの時期薩摩国一宮であると考えられている⁽⁶⁴⁾。平忠永系統が開聞宮に結びついたのは、良道嫡流道房系統への対抗意識が存在していたと考えられる。

開聞宮は式内社でもあり⁽⁶⁵⁾、薩摩国内の神社の中では権威を有していた。しかし他方修造に最も有力な在庁官人が関わる等⁽⁶⁶⁾、薩摩国衙と深い関係を持つ新田八幡宮の勢力が、台頭しつつあった。このため薩摩平氏嫡流は新田八幡宮に結びつき、それに対して庶流は当時薩摩国一宮であった開聞宮に結びついたと考えられる⁽⁶⁷⁾。従って薩摩国の府社が成立したのは、12世紀前期であると考えられる。

薩摩国内に存在する大隅国一宮大隅国正八幡宮の半不輪領万得領は、大隅国正八幡宮の修造役を大隅・薩摩・日向3ヶ国で負担する事が決定した後、大隅国正八幡宮の修造役を負担する目的で、薩摩・大隅両国衙が設定した国衙大所領に起源を持つと考えられる。万得領が大隅国正八幡宮の半不輪領化する時期は、12世紀前期であると考えられる⁽⁶⁸⁾。

薩摩国内に荘園が立荘・拡大するとともに、国衙領も変質し始めた。国衙の有力な在庁官人の別名が形成され始めた。薩摩国衙の最も有力な在庁官人である在国司大前道助は、大治6年(1131)に新田八幡宮修造の大行事職に補任されている⁽⁶⁹⁾。康治元年(1142)大前道助は、孫の師道に祁答院中津河名を譲与している⁽⁷⁰⁾。故に大前道助は、12世紀前期に活動した人物である事が解る。大前道助の仮名は時吉であり、時吉名は大前道助が活動した12世紀前期に成立したと考えられる⁽⁷¹⁾。ここで薩摩国建久凶田帳に記載されている時吉名の分布を、表4として示す。

時吉名の分布を表4と前掲の図2とで確認すると、国衙所在地の高城郡に18町、東郷別府に25町7段、薩摩郡に69町、祁答院に15町、伊集院に25町等、5郡院別府に分布し、総計152町7段に及ぶ。九州諸国の在庁別名は、東国よりも規模が大きく複数の郡院に分布するという特徴が指摘されている⁽⁷²⁾。時吉名の存在形態は、九州諸国の在庁別名としては、一般的なものであると考えられる。

本節では、12世紀前期における薩摩国内の荘園や公領の在方を分析した。その結果12世紀前期は、薩摩国内において荘園が立券され拡大するとともに、国衙領にも在庁官人の別名が形成され、中世の荘園公領制の大枠が形成された時期である事が解った。

本章では、第1節で11世紀段階の薩摩国の動向を分析し、この時期は薩摩国内における郡郷制改編や荘園成立の端緒が見られる時期である事を明らかにした。第2節では、12世紀前期における薩

表4 時吉名の分布（「薩摩国建久図田帳」、五味克夫
「薩摩国建久図田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」による）

所在郡院	面積	領有者名	備考
高城郡	18町	名主在庁大前道友 地頭千葉介（千葉常胤）	島津荘寄郡・没官御領
東郷別府	15町	郷司名主在庁大前道友 地頭千葉介（千葉常胤）	国衙領・没官御領
	10町7段	郷司在庁大前道友 地頭千葉介（千葉常胤）	島津荘寄郡・没官御領
薩摩郡	69町	名主在庁大前道友 地頭右衛門兵衛尉 （島津忠久）	島津荘寄郡
祁答院	15町	本名主在庁大前道友 地頭千葉介（千葉常胤）	島津荘寄郡・没官御領
伊集院	25町	名主在庁大前道友	国衙領

摩国内の動向を分析し、この時期は薩摩国内において荘園公領制の大枠が形成された時期である事を明らかにした。

三．平安末～鎌倉初期の内乱と建久図田帳体制の成立

本章では、平安末期から鎌倉初期における内乱により、薩摩国内の荘園公領がどのような変化をとげたかという事に焦点を据えて考察していく。先ず第1節では、平忠景の乱とその後の平氏政権の薩摩国支配の問題を取扱い、第2節では、治承・寿永・文治の内乱と鎌倉幕府の薩摩国支配の確立過程を考察する。

(1) 平忠景の乱と平氏の薩摩国支配

本節では、平忠景の乱と平氏政権の薩摩国支配について考察する。平忠景は、前掲図3からも明らかな様に、薩摩平氏一族である。忠景に関する最古の史料は、保延4年（1138）11月15日付阿多郡司平忠景施入状案である⁽⁷³⁾。同施入状案によれば、忠景は保延4年の時点で阿多郡司である事が解る。図3によれば、忠景は薩摩平氏一族の中で庶家である。忠景は、源為朝を婿にするとともに⁽⁷⁴⁾、薩摩平氏惣領である兄道房を討ち、道房の子道平を豊後国に追放した。忠景は、いわば実力で薩摩平氏の惣領になったのである⁽⁷⁵⁾。忠景の経済基盤として、阿多郡が交易拠点である事は早くから指摘されていた⁽⁷⁶⁾。近年阿多郡域から、宋で焼かれた陶磁器が見つかり、忠景が宋と貿易をしていた可能性も強くなってきた⁽⁷⁷⁾。日宋貿易の利潤が、忠景の経済基盤であった事が窺える。

平忠景は、兄弟忠永と永暦元年（1160）濫妨行為が訴えられている⁽⁷⁸⁾。忠景が反乱を起こした時期は、この頃であると考えられる。乱の最中、忠景の兄弟忠永は、伴信房の所領薩摩郡山田村を押領している⁽⁷⁹⁾。国衙機構を押さえた忠景の威力を背景として、忠永は押領行為を行なったと考えられる。当該期伴氏は、入来院弁済使である事は史料上確認される⁽⁸⁰⁾。しかしこの時期伴氏が、

国衙の在庁官人であったか否かは詳らかではない。薩摩国建久岡田帳に記されている様に伴氏が在庁官人化するのには、この事件が契機になった可能性がある。

反乱時平忠景の勢力は、大隅国迄及んだ。大隅国曾野郡司松前篤房は、忠景の勢力に頼り、曾野郡司職を獲得・維持している⁽⁸¹⁾。忠景の弟別府五郎忠明は、新田八幡宮の社領を管理・支配する政所職に補任されている⁽⁸²⁾。別府とは加世田別府の事で、12世紀半ば頃忠景が阿多郡司に在任していた時期に、阿多郡から分離したと考えられる⁽⁸³⁾。忠明を新田八幡宮の政所職に補任したのは兄忠景で、補任した時期は忠景が薩摩国を掌握した保元元年(1156)頃から永暦元年(1160)の間であると考えられる⁽⁸⁴⁾。前述の様に新田八幡宮は、在庁官人が修造に関係したり、社領を寄進する等、薩摩国衙と深い関係を有していた。忠景が忠明を新田八幡宮の政所職に補任した理由は、新田八幡宮を掌握する事により国衙機構を押さえる事を意図していたと考えられる。

平忠景は、永暦元年(1160)頃に平清盛により追討を受け没落した⁽⁸⁵⁾。忠景没落後、後述の様に忠景の婿⁽⁸⁶⁾宣澄は、阿多郡を領有していたと考えられる。薩摩国建久岡田帳阿多郡項に、

阿多郡二百五十町

寺領四十四丁八段弥勒寺	下司僧安慶
社領四町弥勒寺	下司僧経宗
寺領五町安楽寺	下司僧安静
社領八段正八幡宮論一宮府本無	
公領百九十五町四段内	没官御領地頭佐女嶋四郎
久吉百四十五丁四段	本名主在庁種明
高橋五十丁	同地頭佐女嶋四郎

と記載されている。この記載から、阿多郡公領は、没官御領である事が解る。没官御領は、平家没官領の事と考えられる。阿多郡公領は、平家方に与同した人物から没収されて、鮫島宗家に与えられた。特に高橋は、平家方に与同した人物が、直接支配を行っていた。忠景没落後、阿多郡を支配したのは、平宣澄であると考えられている⁽⁸⁷⁾。久吉名は、在庁官人大蔵氏が名主になっている。同名は、宣澄が中央政府側に帰参する際に没収されたと考えられる。しかし阿多郡公領全域が没官御領になっている事を踏まえると、宣澄の支配は阿多郡公領全域に及んでいた可能性もある。宣澄は薩摩平氏の惣領であり、平氏とも親しい関係にあった⁽⁸⁸⁾。

平忠景の乱後平清盛は、摂関家領荘園を事実上支配下に収めた⁽⁸⁹⁾。平氏が島津荘を領有した理由は、対外交易の収益獲得であった事は、既に指摘されている⁽⁹⁰⁾。また源頼政挙兵による内乱開始直後、清盛の末弟忠度が薩摩守に補任された⁽⁹¹⁾。源氏方等との交戦のため、忠度は任国に下向せず、政務は忠度の目代と考えられる平宣澄が行なった⁽⁹²⁾。治承4年(1180)宣澄は、阿多郡内部の新田八幡宮領・五大院領から徴税を行い、結解状を出している。鎌倉中期阿多北方地頭鮫島家

高は、阿多郡地頭が寺社領から徴税した先例として、宣澄の結解状を提出している⁽⁹³⁾。しかし治承4年の宣澄の結解状は、内乱期に国衙目代として臨時に兵糧米を徴収した事に関係すると思われる。

内乱期における薩摩国の動向は、詳らかではない。しかし薩摩国建久図田帳を見ると、国衙在庁官人達に関しては、「本郡司」・「本名主」等の記載が多い。「本」は「元の」という意味で、図田帳作成の時点で所領を領有していない事を意味すると指摘されている⁽⁹⁴⁾。図田帳に「本」職の記載が多い領主を、表5として示す。

表5 薩摩国建久図田帳に記載された「本」職の領主（「薩摩国建久図田帳」、五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」による）

領主名	郡院郷名	名	面積	職名	備考
在庁大前道友	祁答院	時吉	15町	本名主	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
	入来院	郡名分	20町	本郡司	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
	甌島	上村	20町	本地頭	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
	伊集院	大田	15町	本主	大隅国正八幡宮半不輪領
熊同丸	祁答院	富光	54町	本郡司	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
滝聞太郎道房	祁答院	倉丸	30町	本主	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
薬師丸	高城郡	若吉	36町	本郡司	島津荘寄郡・没官御領
	甌島	下村	20町	本地頭	島津荘寄郡・没官御領
在庁大蔵種明	入来院	弁済使分	55町	本地頭	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
	阿多郡	久吉名	145町4段	本名主	没官御領地頭佐女嶋四郎（鮫島宗家）
	穎娃郡	公領	34町	本郡司	島津荘寄郡地頭右衛門兵衛尉（島津忠久）
江田太郎実秀	祁答院	得末	13町	本主	島津荘寄郡・没官御領地頭千葉介（千葉常胤）
小藤太貞隆	日置北郷		70町	本郡司	島津荘一円領・没官御領地頭右衛門兵衛尉（島津忠久）

表5から窺える様に、「本」職記載の多い領主は、国衙の在庁官人及びその一族である。熊同丸は在庁大前道友の一族と考えられているし、滝聞太郎道房も大前氏の通字である「道」を名乗りに用いている事から、先学の指摘通り大前氏の一族であろう⁽⁹⁵⁾。在庁官人である大前氏と大蔵氏の一族からの没収所領が多い。没収された所領は、国衙から離れた交通上の要地と思われる位置に存在するものが多い。没収所領の分布からも、当時の鎌倉幕府の意図が窺える。

彼らが所領・所職を喪失した理由として、治承・寿永の内乱時に平氏方に与同した事が想定される。国衙の在庁官人達は、薩摩守が平清盛末弟忠度、目代が平氏とも関係深い平宣澄であったため、平氏側として行動したと考えられる。

本節では、平忠景の乱及びその後の平氏の薩摩国支配の問題について考察した。忠景が薩摩国衙

を掌握する目的で新田八幡宮政所職に弟忠明を補任した事、忠景没落後、忠景の婿宣澄は、島津荘・国衙機構を押さえた平氏と結びつき、国衙目代として平氏の薩摩国支配を支えた事、このため薩摩国衙の在庁官人達が、内乱期には平氏方として行動した結果、所領を没収されている事等を解明した。

(2) 平安末・鎌倉初期の内乱と荘園公領制の確立

本節では、平安末期から鎌倉初期に至る内乱が薩摩国内に与えた影響と鎌倉幕府の支配が薩摩国にも及び幕府支配の礎が据えられ、中世の土地制度が確定した指標と考えられる建久凶田帳が作成されるに至る過程を考察する。

治承・寿永の内乱期における薩摩国内の状況は、史料が乏しく詳らかではない。しかし平氏支配に抵抗した在地領主層も存在したと考えられるし、鎌倉初期における薩摩国内の荒廃状態も文治年間の争乱のみの結果であるとも考え難い。従って治承・寿永期の薩摩国内においても、ある程度の争乱が起きていたと考えられる。

薩摩国内において特に激しい争乱が起きたのは、壇ノ浦で平氏が滅亡した後の文治年間である。薩摩国建久凶田帳の末尾に「右、件凶田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼乱逆之間、被引失畢、仍大略注進如件」と有り、文治年間（1185～1190）薩摩国内において、豊後冠者が謀叛を起した事に起因して内乱状態が生じた事が解る。豊後冠者に関しては、建久5年（1194）5月 日付新田八幡宮所司神官等申状写⁽⁹⁶⁾に「(前略)而依豊後冠者義実追討、人民餓死之事者、一兩年之事也(後略)」と有り、反乱を起した主体は、豊後冠者義実である事が確認される。豊後冠者義実の反乱に関しては、同申状写に「(前略)爰当国司初任・次任一兩年者、或騒動、或依飢渴、自然而馳過也(後略)」とも有り、薩摩国内では戦乱により、人々が飢渴状態であった事が窺える⁽⁹⁷⁾。

この様な中で、薩摩国内は無秩序状態になった。公領・荘園の支配秩序が維持されず、非法行為が激しくなった。文治5年（1189）新田八幡宮の執印と考えられる万陽房覚弁が、新田八幡宮の神人を引きつれ、新田八幡宮と同じ宇佐弥勒寺領である日置荘の押領を意図した⁽⁹⁸⁾。日置荘付近には帆湊が有り⁽⁹⁹⁾、覚弁は田島が荒廃した状態の下で、交易の利潤獲得を目指して日置荘の押領を企てたと考えられる。同年新田八幡宮は、薩摩国内の万得名田の領有権を主張して、大隅国正八幡宮と相論を起している⁽¹⁰⁰⁾。薩摩国における文治年間は、戦乱による国内の荒廃と無秩序状態の時期であった⁽¹⁰¹⁾。国土荒廃のため、国衙・撰閥家両方への年貢弁済が不可能になり、文治3年（1187）平重澄は、島津荘寄郡であった伊作荘・日置北郷・同南郷外小野を島津荘に再寄進して、一円領化している⁽¹⁰²⁾。国土荒廃状態の下で、島津荘一円領の荘域が拡大した。

薩摩国も建久年間（1190～1199）に入ると戦乱状態も落ち着き、非法行為も幾らか終息してきた⁽¹⁰³⁾。鎌倉幕府も文治5年（1189）の奥州合戦を終え、日本国内の戦乱状態も漸く終わった⁽¹⁰⁴⁾。建久年間、鎌倉幕府が各国毎に守護を配置する等、九州支配を強化した時期であった⁽¹⁰⁵⁾。鎌倉幕府の九州支配は、各国国衙毎に在庁官人達に命じて凶田帳を注進させる事で完成した。凶田帳の

注進により、幕府は九州諸国を把握した。また建久図田帳の作成は、九州諸国における荘園公領制の確立でもあった⁽¹⁰⁶⁾。この建久図田帳作成により、薩摩国における荘園公領制は完成したと考えられる。

本節では、平安末期から鎌倉初期の内乱過程の中で、薩摩国は、文治年間の豊後冠者義実の反乱により国土が荒廃した事、国土荒廃の中で、国内の支配秩序が乱れるとともに、島津荘一円領が拡大した事、建久年間に入ると薩摩国内も幾らか復興し、鎌倉幕府の下で国衙が建久図田帳を注進する事により、薩摩国の荘園公領制も確立した事を確認した。

本章では、平安後期から鎌倉初期の内乱期における薩摩国内の動向が、薩摩国内の荘園公領制にどのような影響を与えたかを考察した。その結果、平忠景の乱、平氏の薩摩国支配、平安末期から鎌倉初期における反乱等は、各々薩摩国内に強い影響を与えたと考えられる。しかし薩摩国の荘園公領制に関しては、12世紀前期に形成された大枠を、幾らか変化させる事しかできなかつたと考えられる。

おわりに

本稿では、先学の成果に導かれながら、自分なりに薩摩国の荘園公領制の形成過程について考察してみた。その結果薩摩国の荘園公領制は、12世紀前期に大枠が作られ、その後の内乱により部分的に変化して、鎌倉初期に完成する道筋を辿ったと考えられる。

今後薩摩国の荘園公領制については、個別荘園研究を進めながら再検証するとともに、薩摩国の一宮制の成立・展開過程との関係を分析していきたい。

(付記)

本稿は、「近世薩摩における大名文化の総合的研究」(基盤研究A(2))及び「九州諸国における中世一宮制の成立・展開過程の研究」(基盤研究C(2))の成果の一部である。

註

- (1) 荘園公領制の概念は、網野善彦氏が「荘園公領制の形成と構造」(竹内理三編『土地制度史Ⅰ(体系日本史叢書6)』山川出版社、昭和48年、平成3年に同『日本中世土地制度史の研究』塙書房に再録)で提唱したものであり、現在学界では定説化した考え方である。荘園公領制の全体像に関しては、網野善彦「荘園公領制の形成と構造」、大石直正「荘園公領制の展開」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史3(中世1)』東京大学出版会、昭和59年、平成12年に木村茂光・井原今朝男編『展望日本歴史8 荘園公領制』東京堂出版に再録)を参照。
- (2) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係-諸国大田文の作成を中心として-」(『史学雑誌』66-11、昭和32年、昭和45年に同『日本中世国家史の研究』岩波書店に再録)、中野栄夫「大田文研究の現状と課題」(『信濃』33-7、昭和56年)、同「淡路国大田文をめぐって-付論 大田文研究の現状と課題[補遺]-」(『法政大学文学部紀要』32、昭和62年)。

- (3) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係－諸国大田文の作成を中心として－」, 中野栄夫「大田文研究の現状と課題」, 同「淡路国大田文をめぐって－付論 大田文研究の現状と課題 [補遺]－」。
- (4) 網野善彦「尾張国の荘園公領と地頭御家人」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館, 昭和56年, 平成3年に同『日本中世土地制度史の研究』に再録), 同「甲斐国の荘園・公領と地頭・御家人」(国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』25, 平成2年)等。
- (5) 工藤敬一『荘園公領制の成立と内乱』(思文閣出版, 平成4年), 同「肥後国玉名郡の荘園公領と在地領主」(『熊本大学文学部論叢』61, 平成10年)等。
- (6) 網野善彦「若狭国における荘園制の形成」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館, 昭和44年, 平成3年に同『日本中世土地制度史の研究』に再録), 石井進「院政時代」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史2 (封建社会の成立)』東京大学出版会, 昭和45年), 網野善彦「常陸国における荘園・公領と諸勢力の消長 (上)・(下)」(『茨城県史研究』23・24, 昭和47年, 平成3年に同『日本中世土地制度史の研究』に再録), 中野栄夫「淡路国大田文をめぐって－付論 大田文研究の現状と課題 [補遺]－」, 網野善彦「能登国の荘園・公領と地頭・御家人」(神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時国家 研究編I』平凡社, 平成6年)等。
- (7) 石井進「鎌倉幕府と律令制度地方行政機関との関係－諸国大田文の作成を中心として－」, 中野栄夫「大田文研究の現状と課題」, 同「淡路国大田文をめぐって－付論 大田文研究の現状と課題 [補遺]－」。
- (8) 薩摩・日向国の建久図田帳は, 東京帝国大学編『大日本古文書 家わけ第16 (島津家文書) の(1)』(東京帝国大学文学部史料編纂所, 昭和17年)史料番号164号, 建久8年(1197)6月 日付薩摩国図田帳写, 同165号, 建久8年(1197)6月 日付日向国図田帳写(以下島-164, 島-165と略記する), 大隅国の建久図田帳は, 大隅国一宮大隅国正八幡宮の社家や玉里文庫伝来本等を校合した, 五味克夫「大隅国建久図田帳小考－諸本の校合と田数の計算について－」(『日本歴史』142, 昭和35年)を参照。
- (9) 五味克夫「薩摩国建久図田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」(『日本歴史』137, 昭和34年)。
- (10) 大石直正「荘園公領制の成立をどうみるか」(峰岸純夫編『争点 日本の歴史4 (中世編)』新人物往来社, 平成3年)。
- (11) 今まで島津荘の成立過程を分析した研究には, 徳重浅吉「鎮西島津の庄」(同『日本文化史の研究』目黒書店, 昭和13年), 竹内理三「薩摩の荘園－寄郡について－」(『史淵』75, 昭和33年, 平成10年に同『荘園史研究 (竹内理三著作集7)』角川書店に再録), 工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」(京都大学読史会創立50年記念『国史論集』, 昭和34年, 昭和44年に同『九州庄園の研究』塙書房に再録), 郡山良光「寄郡制成立の社会的背景－島津荘薩摩方の場合－」(『鹿児島短期大学研究紀要』1, 昭和43年), 鈴木国弘「鎮西島津庄寄郡の歴史的位置－「国衙直領」研究序説－」(『史林』53-3, 昭和45年), 海老澤衷「辺境荘園の成立過程とその存在形態－鎮西島津荘を中心として－」(『民衆史研究』15, 昭和52年, 平成12年に同『荘園公領制と中世村落』校倉書房に再録), 奥野中彦「鎮西島津荘の成立と展開－寄郡制の再検討－」(『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学編』34, 昭和58年, 昭和63年に同『日本における荘園制形成過程の研究』三一書房に再録)等多く存在する。
- また薩摩国の公領の内部構成や郡郷制の改編については, 森本正憲「別名の成立と一宮」(『九州史学』53・54, 昭和49年, 昭和59年に同『九州中世社会の基礎的研究』文献出版に再録), 同『九州中世社会の基礎的研究』等がある。
- しかし薩摩国を一国規模で, 荘園公領制の形成過程を考察した文献は, 管見の限り見られない。本稿では, 建久図田帳に記載された薩摩国における荘園公領制が形成される過程を考察する。
- (12) 大隅和雄「『倭名類聚抄』－国風文化を俯瞰する－」(同『事典の語る日本の歴史 (そして文庫14)』そして, 昭和63年, 第2章)。
- (13) 本稿では, 正宗敦夫編『倭名類聚抄』(風間書房, 昭和37年)を使用する。
- (14) 国立歴史民俗博物館編『国立歴史民俗博物館研究報告』10・20 (共同研究「古代の国府の研究」)(第一法規出版, 昭和61年・平成元年)薩摩国の項。
- (15) 『鹿児島県史(1)』(鹿児島県, 昭和14年)第3編国司時代, 第5章郡郷の沿革, 中村明蔵「隼人国と国

府の成立について」(同『隼人の研究』(学生社, 昭和52年)第4章, 平成5年に同『新訂 隼人の研究』丸山学芸図書にも収録)。

- (16) 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題－隼人統治を中心として－」(同『正税帳の研究－律令時代の地方政治－』塙書房, 昭和42年, 第3章), 中村明蔵「隼人国と国府の成立について」, 同「律令制と隼人支配について－薩摩国の租の賦課をめぐる－」(『ヒストリア』61, 昭和47年, 昭和52年に同『隼人の研究』に再録, 平成5年に同『新訂 隼人の研究』にも収録)。
- (17) 中村明蔵「隼人国と国府の成立について」。
- (18) 中村明蔵「隼人国と国府の成立について」。
- (19) 中村明蔵「律令制と隼人支配について－薩摩国の租の賦課をめぐる－」。
- (20) 中村明蔵「律令制と隼人支配について－薩摩国の租の賦課をめぐる－」。
- (21) 中村明蔵「律令制と隼人支配について－薩摩国の租の賦課をめぐる－」。
- (22) 坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』(塙書房, 昭和60年), 第2章前期王朝国家と荘園, 第1節前期王朝国家体制, 第3章後期王朝国家と荘園, 第1節後期王朝国家体制。
- (23) 鹿児島県維新史料編纂所編『鹿児島県史料 旧記雑録前編(1)』(鹿児島県, 昭和54年), 史料番号23号, 以下雑前-23と略記する。
- (24) 天承2年(1132)7月21日付僧経覚解状(竹内理三編『平安遺文(5)』東京堂, 昭和29年, 史料番号2227号, 以下平5-2227と略記する), 安元元年(1175)8月日付右近衛府牒(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ(6)』鹿児島県, 平成8年, 桑幡文書, 史料番号1号, 以下桑-1と略記する)等。
- (25) 平凡社地方資料センター編『鹿児島県の地名(日本歴史地名大系47)』(平凡社, 平成10年)大口市項。
- (26) 桑-1。
- (27) 永山修一氏の御教示による。記して謝意を表したい。
- (28) 五味克夫「新田宮執印道教具書案その他」(『日本歴史』310, 昭和49年), 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」(『歴史学研究』500, 昭和57年), 江平望「中世の知覧と穎娃 付, 中世穎娃郡・穎娃氏関係史料」(『知覧文化』24, 昭和62年), 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院, 平成12年)薩摩国項。
- (29) 石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史 史料第4輯』(石清水八幡宮, 昭和9年)153頁, 猶この史料は, 香川大学教育学部田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (30) 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」(夕葉会編『道標』, 平成13年), この論文の中で私は, 新田宮の八幡宮化の時期を更に限定して長久3年(1042)から永承5年(1050)の間と指摘している。
- (31) 『小右記』・『権記』長徳3年(997)10月1日条, 『左経記』寛仁4年(1020)閏12月29日条(猶本稿では, 『小右記』・『権記』・『左経記』は, 昭和40年に臨川書店から刊行された『増補史料大成』初版本の第3刷(昭和56年)を使用している), 永山修一「古代～中世前期における南島との交流について」(平成11年4月10日付隼人文化研究会レジメ)。
- (32) 刀伊の侵入に関しては, 志方正和「刀伊の入寇と九州武士団」(『日本歴史』140, 昭和35年, 昭和42年に同『九州古代中世史論集』志方正和遺稿集刊行会に再録)を参照。
- (33) 飯沼賢司「八幡神成立史序論」(『大分県地方史』146, 平成4年), 同「八幡宮における二つの「比売神」成立の意義」(『大分県地方史』148・149合併号, 平成5年)。
- (34) 『陸奥話記』(『群書類従』巻369, 本稿では, 昭和18年に統群書類従完成会太洋社より第3版として刊行された『群書類従』20(合戦部)による)。
- (35) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日本史研究』448, 平成11年)。
- (36) 竹内理三「薩摩の荘園－寄郡について－」, 拙稿「新田八幡宮の社領形成過程」。
- (37) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」(『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』52, 平成13年), 同「新田八幡宮の社領形成過程」。
- (38) 雑前-1288。
- (39) 恵良宏「安楽寺領について」(『史創』9, 昭和41年)。
- (40) 拙稿「新田八幡宮の阿多郡支配に関する一考察」。
- (41) 宮下貴浩「持鉢松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について－十二世紀から十五世紀を中心として－」

(『鹿児島中世史研究会報』52, 平成9年)。

- (42) 三ツ石友三郎・鹿児島県始良郡隼人町編『隼人郷土誌』(隼人町, 昭和60年) VI, 参考資料編, b, 古文書, 史料番号71号, 以下隼-71と略記する。猶この史料は, 香川大学教育学部田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (43) 延慶2年(1309)2月15日付左大史小槻伊綱注進状案(竹内理三編『鎌倉遺文 3』)東京堂出版, 昭和61年, 史料番号23589号, 以下鎌31-23589と略記する)。
- (44) 石清水八幡宮社務所編『石清水八幡宮史 史料第4輯』153頁。
- (45) 雑前-23。
- (46) 島-164, 但し薩摩国建久岡田帳の記載に関しては, 江平望氏が『島津家文書』所収薩摩国岡田帳写と『喜入肝付家文書』所収薩摩国岡田帳断簡写とを比較して考証した「校訂 薩摩国建久岡田帳-南薩八郡院別府の記載について-」(『知覧文化』29, 平成4年, 平成8年に同『島津忠久とその周辺-中世史料散策-』高城書房出版に再録)を参照。
- (47) 平凡社地方資料センター編『鹿児島県の地名』薩摩郡入来町, 川内市の項。
- (48) 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書-阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について-」(『鹿児島大学法文学部紀要 文学科論集』9, 昭和48年), 鹿児島県川辺郡笠沙町郷土誌編纂委員会編『笠沙町郷土誌(上)』(笠沙町, 平成3年)第2編通史-笠沙の歴史展開-, 第3章中世, 第1節平安時代末期。
- (49) 江平望「島津本荘から大宰府への道」(『揖宿史談』10, 平成7年, 平成8年に同『島津忠久とその周辺-中世史料散策-』に再録)。
- (50) 平5-2227。
- (51) 平5-2227, 江平望「島津本荘から大宰府への道」。
- (52) 島-164, 舟越康寿「庄園に於ける不輸権成立の一過程-半輸制について-」(『経済史研究』29-5・6, 昭和18年)。
- (53) 江平望「島津本荘から大宰府への道」。
- (54) 朝河貫一著書刊行委員会編『入来文書 新訂』(日本学術振興会, 昭和42年), 入来院家文書, 史料番号103号, 久安3年(1147)2月9日付薩摩国入来院弁濟使別当伴信房解状, 以下入-103と略記する。
- (55) 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書-阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について-」, 野口実「鎮西における平氏系武士団の系譜的考察」(『鹿児島経済大学社会学部論集』10-1, 平成3年, 平成6年に同『中世東国武士団の研究』高科書店に再録)。
- (56) 正木喜三郎「府領考」(竹内理三編『九州史研究』御茶の水書房, 昭和43年, 平成3年に同『大宰府領の研究』文献出版に再録)。
- (57) 島-164。
- (58) 郡山良光編『薩摩国伊作荘史料(九州荘園史料叢書5)』昭和38年, はしがき, 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書-阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について-」。
- (59) 郡山良光編『薩摩国伊作荘史料(九州荘園史料叢書5)』はしがき, 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書-阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について-」。
- (60) 正木喜三郎「府領形成の一考察」(『西日本史学』18, 昭和41年, 平成3年に同『大宰府領の研究』に再録), 同「府領考」。
- (61) 島-164, 正木喜三郎「府領形成の一考察」。
- (62) 島-164, 正木喜三郎「府領形成の一考察」, 同「府領考」。
- (63) 島-164, 郡山良光編『薩摩国伊作荘史料(九州荘園史料叢書5)』附録揖宿系図, 正木喜三郎「府領考」。
- (64) 伊藤邦彦「諸国一宮制の展開」, 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』薩摩国項。
- (65) 黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系26(延暦交替式・貞観交替式・延喜交替式・弘仁式・延喜式)』(吉川弘文館, 昭和40年), 延喜式巻10, 神祇10, 神名下。
- (66) 川内郷土史編纂委員会編『薩摩国新田神社文書(2)』(川内市, 昭和48年), 史料番号1号, 大治6年(1131)2月30日付薩摩国大行事大前道助請文写, 以下新2-1と略記する。猶この史料の文書名については, 田中健二氏に御教示を受けた。記して謝意を表したい。
- (67) 薩摩国一宮制に関しては, 別稿を予定している。

- (68) 拙稿「諸国一宮制成立期に関する一考察－国衙と一宮との関係を中心に－」（『九州史学』104，平成4年）。
- (69) 新2－1。
- (70) 康治元年（1142）3月1日付大前道助讓状写（土持政博編『祁答院記』（鹿児島県薩摩郡祁答院町誌編纂委員会編『祁答院町史』祁答院町，昭和60年）。但しこの文書は未来年号で出されていて，今後検討する必要がある。
- (71) 雑前－429，寛元3年（1245）8月5日付寺家公文所下文写，郡山良光「寄郡制成立の社会的背景－島津荘薩摩方の場合－」，奥野中彦「鎮西島津荘の成立と展開－寄郡制の再検討－」。
- (72) 網野善彦『東と西の語る日本の歴史（そして文庫7）』（そして，昭和57年）第9章荘園・公領の東と西，大石直正「荘園公領制の展開」，同「地域性と交通」（『岩波講座 日本通史7（中世1）』岩波書店，平成5年）。
- (73) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ（1）』（鹿児島県，昭和63年），二階堂文書，史料番号91号，保延4年（1138）11月15日付阿多郡司平忠景施入状案，以下二－91と略記する。
- (74) 野口実「薩摩と肥前」（『鹿児島中世史研究会報』50，平成7年）。
- (75) 郡山良光「寄郡制成立の社会的背景－島津荘薩摩方の場合－」，五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」。
- (76) 江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」（『知覧文化』9，昭和47年）。
- (77) 宮下貴浩「持鉢松遺跡の遺物から見た中世の南薩摩について－十二世紀から十五世紀を中心として－」。
- (78) 『山槐記』永暦元年（1160）7月8日条，猶本稿では，『山槐記』は，昭和40年に臨川書店から刊行された『増補史料大成』初版本の第6刷（平成5年）を使用している。森本正憲「中世初期地域政治史論〔Ⅲ〕」（『大分工業高等専門学校研究報告』30，平成6年）。
- (79) 入－102，寿永2年（1183）8月8日付島津庄別当伴信明解状。
- (80) 入－103。
- (81) 雑前－41，応保2年（1162）10月29日付大宰府政所下文写。石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」（同『古代末期政治史序説－古代末期の政治過程および政治形態－（下）』未来社，昭和31年，昭和39年に同『古代末期政治史序説－古代末期の政治過程および政治形態－』未来社に再録，平成元年に同『石母田正著作集（1）古代末期政治史論』岩波書店に収録），工藤敬一「九州荘園の成立と源平争乱」（井上辰雄編『古代の地方史（1）西海編』朝倉書店，昭和52年，平成4年に同『荘園公領制の成立と内乱』思文閣出版に再録），井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割－島津荘と惟宗忠久－」（『歴史学研究』449，昭和52年，平成7年に同『日本中世の国政と家政』校倉書房に再録），森本正憲「中世初期地域政治史論〔Ⅲ〕」，拙稿「一宮制成立過程に関する基礎的考察－一宮制と国内領主との関係－」（『西南地域史研究』8，平成6年）。
- (82) 川内郷土史編纂委員会編『薩摩国新田神社文書（1）』（川内市，昭和47年）史料番号107－イ，永万元年（1165）7月 日付寺家政所下文案，以下新1－107－イと略記する。
- (83) 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」，鹿児島県川辺郡笠沙町郷土誌編纂委員会編『笠沙町郷土誌（上）』第2編通史－笠沙の歴史展開－，第3章中世，第1節平安時代末期。
- (84) 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」。
- (85) 『山槐記』永暦元年（1160）7月8日条，『吾妻鏡』文治3年（1187）9月22日条，猶本稿では，『吾妻鏡』は，昭和39年に吉川弘文館より刊行された黒板勝美・国史大系編修会編『吾妻鏡』前篇を使用している。猶平清盛が平忠景を追討したのは，当該期清盛が大宰大式であった事によると考えられる。
- (86) 新1－71，宝治元年（1247）10月25日付関東下知状案，「一，行願押領不輸神領地本事」（江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」）。
- (87) 江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」，五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」。
- (88) 江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」，五味克夫「平安末・鎌

- 倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」, 鹿児島県川辺郡笠沙町郷土誌編纂委員会編『笠沙町郷土誌 (上)』第2編通史－笠沙の歴史展開－, 第3章中世, 第1節平安時代末期。
- (89) 義江彰夫「撰閥家領相統の研究序説」(『史学雑誌』76-4, 昭和42年), 田中文英「平氏政権と撰閥家領」(『待兼山論叢』2, 昭和43年, 平成6年に同『平氏政権の研究』思文閣出版に再録)。
- (90) 工藤敬一「遠隔地荘園の支配構造－鎮西島津庄における領家支配の変遷－」(『史林』45-1, 昭和37年, 昭和44年に同『九州荘園の研究』に再録)。
- (91) 東京帝国大学編『大日本古文書 家わけ第4(石清水文書)の(2)』(東京帝国大学文科大学史料編纂掛, 明治43年), 史料番号632号, 治承4年(1180)6月16日付除目聞書, 以下石2-632と略記する。佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(上)」(『国語国文』64-12, 平成7年)。
- (92) 鹿児島県川辺郡笠沙町郷土誌編纂委員会編『笠沙町郷土誌 (上)』第2編通史－笠沙の歴史展開－, 第3章中世, 第1節平安時代末期。
- (93) 新1-71, 「一, 行願押領不輸神領地本事」。
- (94) 五味克夫「薩摩国建久岡田帳雑考－田数の計算と万得名及び「本」職について－」。
- (95) 五味克夫「薩摩の御家人について－その数と系譜－」(『鹿大史学』6・7, 昭和33・34年)。
- (96) 雑前-164, 一, 御立用田百八十町事。
- (97) 雑前-164, 一, 御宝殿焼失事。猶豊後冠者義実の乱に関しては, 徳重浅吉「鎮西島津の庄」, 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」等があるが, 江平望「豊後冠者義実について」(『鹿児島中世史研究会報』50, 平成7年, 平成8年に同『島津忠久とその周辺－中世史料散策－』に再録)が注目される。
- (98) 島-555, 元徳元年(1329)10月5日付鎮西下知状。西岡虎之助「中世荘園における地頭領主化の契機としての下地中分」(同『荘園史の研究(下)2』岩波書店, 昭和31年), 井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割－島津荘と惟宗忠久－」, 拙稿「新田宮・五大院の所領支配機構」(『九州史学』86, 昭和62年)。
- (99) 柳原敏昭「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」。
- (100) 新2-9, 文治5年(1189)4月20日付大府宣写。但し新田八幡宮と大隅国正八幡宮とは, 既に永万元年(1165)の時点で, 薩摩国内の万得所領の領有権を巡り争っている可能性がある(新1-107-イ)。この問題は, 今後薩摩国一宮制を分析する際に検討したいと考えている。
- (101) 井原今朝男「荘園制支配と惣地頭の役割－島津荘と惟宗忠久－」。
- (102) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ(1)』他家文書, 史料番号2号, 文治3年(1187)3月日付平重澄寄進状案, 以下他-2と略記する。西岡虎之助「中世荘園における地頭領主化の契機としての下地中分」, 石母田正「内乱期における薩摩地方の情勢について」, 工藤敬一「鎮西島津庄の寄郡について」, 同「遠隔地荘園の支配構造－鎮西島津庄における領家支配の変遷－」, 江平望「古代末期の薩南平氏－とくに平権守忠景と阿多四郎宣澄について－」, 五味克夫「平安末・鎌倉初期の南薩平氏覚書－阿多・別府・谷山・鹿児島郡司について－」。
- (103) 雑前-164, 「一, 御宝殿焼失事」の項に, 「(前略) 何況近来国土興復, 人民快樂之時(後略)」と有る。
- (104) 奥州合戦に関しては, 川合康「奥州合戦ノート－鎌倉幕府成立史上における頼義故実の意義－」(『樟蔭女子短期大学紀要 文化研究』3, 平成元年), 同『源平合戦の虚像を剥ぐ－治承・寿永内乱史研究－』(講談社, 平成8年)第6章奥州合戦を参照。
- (105) 石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(『史学雑誌』68-1, 昭和34年, 昭和45年に同『日本中世国家史の研究』に再録)。
- (106) 工藤敬一「九州荘園の成立と源平争乱」。